

四半期報告書

(第88期第3四半期)

自 平成23年10月1日
至 平成23年12月31日

東京電力株式会社

E 0 4 4 9 8

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した四半期報告書のデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。

目次

頁

【表紙】

第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【提出会社の状況】	14
1 【株式等の状況】	14
(1) 【株式の総数等】	14
(2) 【新株予約権等の状況】	14
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	14
(4) 【ライツプランの内容】	14
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	14
(6) 【大株主の状況】	14
(7) 【議決権の状況】	15
2 【役員の状況】	16
第4 【経理の状況】	17
1 【四半期連結財務諸表】	18
(1) 【四半期連結貸借対照表】	18
(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】	20
【四半期連結損益計算書】	20
【四半期連結包括利益計算書】	21
2 【その他】	27
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	28
[四半期レビュー報告書]	

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月14日
【四半期会計期間】	第88期第3四半期（自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日）
【会社名】	東京電力株式会社
【英訳名】	The Tokyo Electric Power Company, Incorporated
【代表者の役職氏名】	取締役社長 西澤 俊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
【電話番号】	03(6373)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	経理部課長 小幡 正人
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
【電話番号】	03(6373)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	経理部課長 小幡 正人
【縦覧に供する場所】	東京電力株式会社 神奈川支店 (横浜市中区弁天通1丁目1番地) 東京電力株式会社 埼玉支店 (さいたま市浦和区北浦和5丁目14番2号) 東京電力株式会社 千葉支店 (千葉市中央区富士見2丁目9番5号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄3丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第87期 第3四半期 連結累計期間	第88期 第3四半期 連結累計期間	第87期
会計期間		平成22年 4月1日から 平成22年 12月31日まで	平成23年 4月1日から 平成23年 12月31日まで	平成22年 4月1日から 平成23年 3月31日まで
売上高	百万円	3,959,930	3,800,831	5,368,536
経常利益又は経常損失 (△)	〃	278,640	△220,528	317,696
四半期純利益又は四半期 (当期) 純損失(△)	〃	139,896	△623,014	△1,247,348
四半期包括利益又は包括 利益	〃	112,553	△614,869	△1,267,085
純資産額	〃	2,982,150	979,209	1,602,478
総資産額	〃	13,795,134	15,311,619	14,790,353
1株当たり四半期純利益 又は四半期(当期)純損失 (△)	円	97.82	△388.77	△846.64
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	〃	97.81	—	—
自己資本比率	%	21.3	6.1	10.5

回次		第87期 第3四半期 連結会計期間	第88期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		平成22年 10月1日から 平成22年 12月31日まで	平成23年 10月1日から 平成23年 12月31日まで
1株当たり四半期純利益	円	29.87	2.67

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
2. 売上高には、消費税等は含まれていない。
3. 第87期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理している。
4. 第88期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在せず、また、1株当たり四半期純損失であるため記載していない。第87期については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していない。

2 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、子会社158社及び関連会社102社（平成23年12月31日現在）で構成され、「電気事業」及び「その他」に關係する事業を行っている。

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが當む事業の内容について、重要な変更はない。

主要な関係会社の異動は、以下のとおりである。

[その他]

〈海外事業〉

当社は、平成23年4月に「テブディア・ジェネレーティング社」の株式を取得し、これにより同社は関係会社となったことから、海外事業の主な関係会社に同社を加えている。

(主な関係会社)

海外事業：トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル社、(株)ユーラスエナジーホールディングス、トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル・パイトンI社、ティーエムエナジー・オーストラリア社、ティームエナジー社、テブディア・ジェネレーティング社、アイテイエム・インベストメント社、グレート・エナジー・アライアンス社

〈エネルギー・環境事業〉

平成23年7月をもって、当社関係会社の「南明興産(株)」を承継会社とし、同じく当社関係会社の「(株)テブコード」及び「(株)テブスター」を分割会社とする吸収分割を実施し、3社の燃料関連事業を「東電フュエル(株)」に再編した。また、「(株)テブコード」を存続会社とし、「(株)テブスター」を消滅会社とする吸収合併を行い、燃料関連以外の事業を「東電リース(株)」に再編した。さらに、当社は、平成23年11月に当社関係会社の「関東天然瓦斯開発(株)」の全株式を譲渡したことにより、同社は関係会社ではなくなった。

(主な関係会社)

燃料の供給・輸送：テブコ・リソーシズ社、テブコ・オーストラリア社、T E P C O トレーディング(株)、リサイクル燃料貯蔵(株)、パシフィック・エルエヌジー・シッピング社、パシフィック・ユーラス・シッピング社、シグナス・エルエヌジー・シッピング社、東京ティモール・シー・リソーシズ(米)・(豪)社、東電フュエル(株)、テブコ・ダーウィン・エルエヌジー社、日本原燃(株)

資機材の供給・輸送：東京計器工業(株)、東電リース(株)、東電物流(株)、東光電気(株)、(株)高岳製作所

エネルギー・環境ソリューション：東京都市サービス(株)、東京臨海リサイクルパワー(株)

〈住環境・生活関連事業〉

平成23年7月をもって、当社関係会社の「東電ピーアール(株)」は解散し、平成23年11月に清算結了となった。

(主な関係会社)

サービス：尾瀬林業(株)、東京リビングサービス(株)、東電パートナーズ(株)、東電広告(株)、(株)当間高原リゾート

当社は、平成24年1月に当社関係会社の「(株)リビタ」の株式を一部譲渡したことにより、第4四半期連結会計期間から、同社は関係会社ではなくになっている。

なお、第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更している。詳細は、「第4 経理の状況 1四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりである。

第2【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を以下に記載している。また、必ずしもこれに該当しない事項についても、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示している。

また、本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は提出日現在において判断したものである。

(1) 福島第一原子力発電所事故

当社グループは、平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所の事故について、「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」に基づき、事故の早期収束に向けた取り組みを計画的にすすめてきた。その結果、平成23年12月、原子力災害対策本部において、原子炉が「冷温停止状態」に達し、福島第一原子力発電所の事故そのものは収束に至ったと判断された。その後、「福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（以下「中長期ロードマップ」）をとりまとめ、福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けて取り組んでいるが、これまで経験のない技術的困難性を伴う課題が多いこと等から、中長期ロードマップ通りに取り組みがすすまない可能性がある。また、事故収束および福島第一原子力発電所1～4号機廃止に関する費用は、合理的な見積りが可能な範囲における概算額を平成22年度および平成23年度第3四半期連結累計期間に特別損失として計上しているが、変動する可能性がある。その場合、当社グループの業績及び財政状態、事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

また、原子力事故の発生による格付の低下等により、資金調達力が低下していることから、当社グループの業績及び財政状態、事業運営は影響を受ける可能性がある。

(2) 繼続企業の前提に関する事項

福島第一原子力発電所事故等に関する原子力損害について、わが国の原子力損害賠償制度上、当社は「原子力損害の賠償に関する法律」（以下「原賠法」）の要件を満たす場合、賠償責任を負うこととされている。従って、当社グループの財務体質が大幅に悪化し継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。

一方、政府より原賠法に基づき「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて（平成23年5月13日）」が公表され、その後「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年8月10日以下「機構法」）が成立した。

これを受け、当社は、原子力損害賠償支援機構（以下「機構」）に対して、機構法に基づく資金援助（以下「資金交付」）の申請を行うとともに、機構と共同して特別事業計画を作成し、平成23年11月4日に主務大臣より同計画の認定を受けるとともに、機構より資金交付の決定を受けた。その後、当社は要賠償額の見直しの見直しを行い、特別事業計画の変更を申請し、平成24年2月13日に同計画の認定を受けている。当社は徹底した経営合理化による費用削減や資金確保に取り組み、この法律に基づく支援を受けて賠償責任を果たしていく予定である。

しかし、同計画は当社及び機構が緊急に取り組むべき当面の課題を「緊急特別事業計画」としてとりまとめたものであり、今後の賠償金支払いと電気事業を的確に遂行するに足りる財務基盤の安定を図りつつ、電気事業制度の改革の動向等も踏まえ、当社の経営のあり方について中長期的視点からの抜本的な改革に向けた見直しを行うためには、今春を目途に、同計画を改定した「総合特別事業計画」を策定する必要があることを踏まえると、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

(3) 電気の安定供給

東北地方太平洋沖地震により福島第一及び福島第二原子力発電所や火力発電設備が被災し停止したことから、当社グループはガスタービン発電設備の設置などの供給力確保策をすすめている。このため、設備増強に伴う支出の増加や火力発電設備の高稼働に伴う燃料費の増加等により、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

また、地震により供給力が大幅に低下したことから、不測の大規模停電を回避するためのやむを得ない緊急措置として、平成23年3月14日から28日にかけて計画停電をお願いさせていただいた。当社グループでは供給面の対策に加え、お客さまへの節電のご協力や需給調整契約ご加入をお願いするなど需要面の対策をすすめており、計画停電については原則不実施としているが、天候状況や発電設備の計画外の停止等により需給状況が逼迫した場合には、計画停電の実施を余儀なくされる可能性がある。さらに自然災害、設備事故、テロ等の妨害行為、燃料調達支障などにより、長時間・大規模停電等が発生し、安定供給を確保できなくなる可能性がある。これらの場合、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性があるとともに、社会的信用を低下させ、事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(4) 原子力発電・原子燃料サイクル

原子力事故を受け、原子力発電のみならず原子燃料サイクルの事業運営は影響を受ける可能性がある。

原子力発電所については、原子力事故の発生を踏まえ、経済産業大臣の指示に基づく緊急安全対策を実施するとともに、更なる安全確保に向けて取り組んでいるが、自然災害や設備トラブル、定期検査の延長等により長期間停止する可能性がある。その場合、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

また、原子燃料サイクルは、使用済燃料の再処理、放射性廃棄物の処分、原子力発電施設等の解体等に、多額の資金と長期にわたる事業期間が必要になるなど不確実性を伴う。バックエンド事業における国による制度措置等によりこの不確実性は低減されているが、制度措置等の見直しや制度外の将来費用の見積額の増加、六ヶ所再処理施設等の稼働状況、同ウラン濃縮施設に係る廃止措置のあり方などにより、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

(5) 事業規制・環境規制

電気事業における制度変更や原子力政策の見直し、地球温暖化に関する環境規制の強化など、当社グループを取り巻く規制環境の変化により、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。また、環境規制の強化等による再生可能エネルギーの大幅な増加により電力品質が低下するなど、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(6) 販売電力量

販売電力量は、経済活動や生産活動を直接的に反映することから、景気の影響を受けることがある。また、冷暖房需要は夏季・冬季を中心とした天候に影響されることがある。加えて、東北地方太平洋沖地震による電力需給逼迫への対策としての節電等の影響により、販売電力量が減少する可能性がある。これらにより、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

(7) お客さまサービス

当社グループは、お客さまサービスの向上に努めているが、不適切なお客さま応対等により、お客さまの当社グループのサービスへの満足度や社会的信用が低下し、当社グループの円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(8) 金融市场の動向

企業年金資産等において保有している国内外の株式や債券は、株式市況や債券市況等により時価が変動することから、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

また、支払利息に関しては、今後の金利動向等により影響を受けることがある。

(9) 火力発電用燃料価格

火力発電用燃料であるLNG、原油、石炭等の価格は、国際市況や外国為替相場の動向等により変動し、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。ただし、一定の範囲内の燃料価格の変動については、燃料価格や外国為替相場の変動を電気料金に反映させる「燃料費調整制度」により、業績への影響は緩和される。

(10) 安全確保、品質管理、環境汚染防止

当社グループは、安全確保、品質管理、環境汚染防止に努めているが、作業ミス、法令や社内ルールの不遵守等により、事故や人身災害、大規模な環境汚染が発生した場合、当社グループへの社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(11) 企業倫理遵守

当社グループは、企業倫理を遵守した業務運営を定着させるための取り組みに努めているが、法令違反等の企業倫理に反した行為が発生した場合、当社グループへの社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(12) 情報管理

当社グループは、大量のお客さま情報をはじめ、業務上の重要な情報を保有している。社内規程の整備や、従業員教育等を通じ情報の厳正な管理に留意しているが、これらの情報の流出等が発生した場合には、当社グループの情報管理に対する社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(13) 電気事業以外の事業

当社グループは、海外事業を含む電気事業以外の事業を実施している。これらの事業は、当社の経営状況の変化、他事業者との競合の進展、規制の強化、外国為替相場や燃料国際市況その他の経済状況の変動、政情不安、自然災害などにより、投融資時点で想定した結果をもたらさない可能性がある。この場合、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項なし。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間の売上高は、前年同四半期比4.0%減の3兆8,008億円、経常損益は2,205億円の損失（前年同四半期は経常利益2,786億円）となった。

また、特別利益は、福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害賠償支援機構資金交付金1兆5,803億円を計上したことなどから、1兆6,198億円となった。

一方、特別損失は、東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に係る災害特別損失3,122億円に加え、原子力損害賠償費1兆6,445億円を計上したことなどから、2兆16億円となった。

これにより、四半期純損益は、6,230億円の損失（前年同四半期は四半期純利益1,398億円）となった。

なお、電気事業については、売上高において販売電力量を四半期ごとに比較すると、冷暖房需要によって販売電力量が増加する第2四半期・第4四半期と比べて、第1四半期・第3四半期の販売電力量は相対的に低水準となる特徴がある。

また、当第3四半期連結累計期間における各セグメントの業績（セグメント間の内部取引消去前）は次のとおりである。

[電気事業]

販売電力量は、お客さまにおける節電のご協力や生産活動の落ち込みの影響などにより、全ての用途で前年同四半期の水準を下回ったことなどから、前年同四半期比11.8%減の1,930億kWhとなった。内訳としては、電灯は前年同四半期比10.9%減の651億kWh、電力は同11.9%減の80億kWh、特定規模需要は同12.2%減の1,199億kWhとなった。

収支の状況については、収入面では、販売電力量が減少したことなどにより、電気料収入は前年同四半期比5.4%減の3兆3,716億円となった。これに地帯間販売電力料や他社販売電力料などを加えた売上高は、前年同四半期比5.3%減の3兆5,485億円となった。一方、支出面では、原子力発電の減少などにより燃料費が増加したことなどから、営業費用は前年同四半期比8.0%増の3兆7,316億円となった。この結果、営業損益は1,831億円の損失（前年同四半期は営業利益2,931億円）となった。

[その他]

売上高は、エネルギー・環境事業の売上増などにより、前年同四半期比3.4%増の4,569億円となった。営業費用は、エネルギー・環境事業の費用増などにより、前年同四半期比2.3%増の4,191億円となった。この結果、営業利益は前年同四半期比16.6%増の378億円となった。

なお、第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更している。詳細は、「第4 経理の状況
1四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりである。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震に伴って発生した福島第一原子力発電所の事故について、現在、原子炉は「冷温停止状態」に達し、発電所の事故そのものは収束に至ったと原子力災害対策本部にて判断されたものの、依然として避難を余儀なくされた方々の多くは未だご帰宅することもかなはず、被害を受けた地域の経済も、復興に向けた道のりの途上にあって、数多くの困難に直面したままである。こうした状況を打開するための第一歩は、原子力損害の被害に遭われた方々の目線に立った「親身・親切」な賠償を直ちに実現し、事故前の営みを取り戻すための確かな足がかりをつかんでいただくことである。

他方で、賠償費用や廃炉費用等の総額を合理的に見積もることは現時点では困難であり、今後漸次明らかになっていくことが見込まれる。また、当社の経営合理化の本格化に向けては、一定の期間をかけて、経営・財務のより綿密な評価・検討を行う必要がある。こうした状況を踏まえ、当社及び原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という）は、直ちに取り組むべき課題を取りまとめた「緊急特別事業計画」を同年10月に共同で策定し、11月4日に主務大臣の認定を受けた。その後、12月6日の原子力損害賠償紛争審査会（以下「紛争審査会」という）による「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）」（以下「中間指針追補」という）の策定や、原子力災害対策本部による「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」の取りまとめ等、至近の状況変化を踏まえて同計画の内容の見直しを行い、平成24年2月13日に主務大臣の認定を受けている。

東京電力グループは、「緊急特別事業計画」に基づき、電力の安定供給という電気事業者の基本的な使命を確実に果たしつつ、「事故によりご迷惑をおかけしている皆様への対応」、「福島第一・第二原子力発電所の安定状態の維持と福島第一1～4号機の廃止措置に向けた取り組み」、「経営合理化」に重点を置いて経営を進めていく。

また、当社及び機構は、今春を目途に、「緊急特別事業計画」を改定した「総合特別事業計画」を策定することとしており、今後の賠償金支払いと電気事業を的確に遂行するに足りる財務基盤の安定を図りつつ、電気事業制度の改革の動向等も踏まえ、当社の経営のあり方について中長期的視点からの抜本的な改革に向けた見直しを行う予定である。あわせて、「緊急特別事業計画」及び「総合特別事業計画」の期間を通じて、東京電力に関する経営・財務調査委員会（以下「委員会」という）の報告において実施すべきとされた経営改革の取り組みを徹底して実行に移し、「緊急特別事業計画」に掲げた施策を精查・具体化した「改革推進のアクションプラン」（平成23年12月9日策定・公表）に基づき、平成23年度から32年度の10年間において、委員会報告に示された「2兆5,455億円」を少なくとも1,033億円上回る、「2兆6,488億円」を超えるコスト削減を達成していく。

1. 事故によりご迷惑をおかけしている皆様への対応

当社は、平成23年10月の「緊急特別事業計画」において、それまでの賠償のあり方を根本から徹底して改め、被害者の方々に寄り添った親身・親切な賠償を実現するべく、①迅速な賠償のお支払い、②きめ細やかな賠償のお支払い、③和解仲介案の尊重、④親切な書類手続き、⑤誠実なご要望への対応という「5つの約束」をお示しした。以後、この内容に沿って、対応体制の整備や、漏れのない内容の請求書の送付等、十全な賠償を行なうべく対応を進めてきたが、被害者の方々の生活基盤の安定は未だ実現されていない。

ご請求漏れが生じることのないよう、ダイレクトメールの発送、新聞広告の実施等、被害者の方々への周知に努めてきたものの、今まで賠償対象世帯のうち約4割、約2万7千世帯からのご請求を頂いておらず、結果としてお支払いは行き届いていない状況にある。加えて、平成23年12月6日の紛争審査会において、自主的避難等に係る損害の賠償についての中間指針追補が策定されたことに伴い、追加的に賠償の対象となる方々の人数はおよそ150万人にも及ぶと見込まれている。

賠償の対象となる全ての方々に対して「5つの約束」を誠実に履行し、停滞を生じさせることなく、ご事情に応じた親身・親切な対応を実現するため、人員体制をさらに強化するとともに、単にご請求をお待ちする「受け身」の対応ではなく、能動的・積極的な対応を徹底し、被害者の方々に寄り添った賠償を完遂していく。

2. 福島第一・第二原子力発電所の安定状態の維持と福島第一1～4号機の廃止措置に向けた取り組み

当社は、平成23年4月17日に公表した「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」の中で、放射線量が着実に減少傾向となっていること（ステップ1）、放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられていること（ステップ2）という二つの目標を設定した。ステップ1については同年7月19日に目標を達成し、ステップ2に移行した。その後、循環注水冷却システムからの注水を行った結果、原子炉圧力容器底部及び格納容器内の温度はいずれの号機も概ね100℃以下に到達した。また、その時点における格納容器からの放射性物質の放出による発電所敷地境界の被ばく線量は約0.1ミリシーベルト／年と評

価された（目標は1ミリシーベルト／年以下）。さらに、循環注水冷却システムの中期的安全が確保されていることが、原子力安全・保安院によって確認された。

以上のことおり、原子炉は「冷温停止状態」に達し、不測の事態が発生した場合にも敷地境界の被ばく線量が十分低い状態を維持できるようになった。その他、原子炉以外の課題についても、滞留水の減少等、諸般の目標を達成した。これらの状況を受けて、同年12月16日、原子力災害対策本部において、原子炉は安定状態を達成し、発電所の事故そのものは収束に至ったとの判断がなされ、ステップ2の完了が確認された。

今後は、福島第一・第二原子力発電所の安定状態の維持をより確実に実施していくとともに、福島第一1～4号機においては、「原子力災害対策本部 政府・東京電力中長期対策会議」において決定された「福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（以下「中長期ロードマップ」という）に基づき、関係機関と連携しつつ、廃止措置等に向けた現場作業や研究開発を行っていく予定である。

福島第一1～4号機の廃止措置等について、中長期ロードマップでは、ステップ2完了から2年以内の開始を目標とした使用済燃料プール内の燃料取り出し開始までを第1期、ステップ2完了から10年以内の開始を目標とした燃料デブリ取り出し開始までを第2期、その後廃止措置終了までを第3期としている。このうち、第1期においては、使用済燃料プール内の燃料取り出し開始のための準備作業、燃料デブリ取り出しに必要な研究開発の開始や現場調査の着手等、本格的な作業開始に向けた集中的な準備を行う。

3. 経営の合理化

(i) 設備投資計画等の見直し

長期的な経営合理化及び電気の安定供給の観点から見直しを行う。

イ. 供給設備

投資計画の前提となる需要想定について、再検証した上で、今後、新規電源開発や既存設備のリプレイスを行う際には、他社電源を最大限有効活用する等、設備投資の抑制・効率化を行う。

ロ. 流通設備

震災後の電源構成の変化を踏まえ、現状の投資計画の下では、使用容量が過剰または不足となっていないか、逼迫となっているか否かを検証の上、必要に応じて、投資計画を見直す。

ハ. 修繕費

安定供給確保の観点から不可欠な修繕が抜け落ちていないか検証することを前提として、今後とも不要不急な修繕が行われないようにするとともに、調達改革による単価の削減を行う。

(ii) コスト削減の徹底

全てのコストについて「数量」及び「単価」の両面から全面的に見直し、平成23年度において2,374億円の削減を実行する。また、平成24年度以降は、削減策の更なる深掘りを行うとともに、新たに実行可能な削減策についても最大限実行していく。

イ. 資材・役務調達費用（平成23年度コスト削減額：434億円）

短・中期的な削減策として、まずは関係会社との取引における発注方法の工夫、外部取引先との取引構造・発注方法の見直し、当社グループ内における仕様・設計手法の標準化による「単価」の削減に注力する。併せて、短・中期で実行可能な「数量」の削減についても、可能なものを実行する。

また、中長期的なコスト削減策としては、「数量」の削減が不可欠であることから、上記(i)の設備投資計画の見直しによる減価償却費の抑制等を行う。加えて、中長期的なコスト削減策における「単価」の削減について、業界横断的なコスト削減策（①各電力会社が独自に設定してきた機器の設計・仕様の統一等、②各電力会社がそれぞれ傘下に有している関係会社の業界横断的な再編）についても検討を進める。

ロ. 買電・燃料調達費用（平成23年度コスト削減額：111億円）

短期のコスト削減策として、短期的な買電購入単価の見直しや燃料転換による燃料単価の見直し等、実行可能な「単価」の削減策を実行する。また、中長期的なコスト削減策として、他社電源購入契約単価の見直し等に加え、燃料の共同購入・融通の取り組み等、業界横断的な施策についても検討を進めること。

ハ. 人件費（平成23年度コスト削減額：614億円）

　a. 人員削減

　　平成25年度期末までに、平成23年度期初の人員数から連結で約7,400人、単体で約3,600人の人員削減を実行する。

　b. 給与・賞与の削減

　　平成23年6月以降実施している、社員の年収の一括減額措置（管理職は年収の25%の削減、一般職は年収の20%の削減）について、当面の間は継続する。また、今後の管理職の基本年俸及び一般職の月額給与については、全体として現在の削減後の水準を維持しつつ、新人事・処遇制度に移行する。

　　加えて、時間外労働に係る賃金の割増率について、法定の平日25%増等にまで引き下げる。

　c. 退職給付制度の見直し

　　確定給付企業年金については、現役の社員のみならず受給権者（O B）も再評価率の下限を引き下げ（現役1.5%、受給権者2.25%以下）、また終身年金についても減額（30%の削減）に向けて取り組み、平成24年度中の新制度実施を目指す。

　d. 福利厚生制度の見直し

　　健康保険の会社負担率の引き下げ、財形年金貯蓄の廃止（保証利率廃止）、リフレッシュ財形の廃止、従業員持株制度における持株奨励金の引き下げ、カフェテリアプランの内容縮小を実行する。

ニ. その他経費（平成23年度コスト削減額：1,215億円）

　　全ての費目について、寄付金の中止等、厚生施設関係費用の削減、普及開発関係費の削減、テーマ研究の中止等、消耗品費の必要最低限までの削減、研修の縮小、システム委託等の中止、附帯事業営業費用の削減等の方法により、「数量」及び「単価」の削減に注力する。

（iii）資産等の売却

イ. 不動産

　　電気事業に直接用いていない不動産について、「売却」、「継続保有」又は「賃貸」のいずれかの处分方針に分類した上で、再開発等手続きに時間を要する物件を除き、原則3年以内に時価ベースで2,472億円相当を売却する。平成23年度においては時価ベースで152億円相当の売却を目指す方針である。また、売却対象ではない不動産についても、賃貸等の有効活用を行う。

ロ. 有価証券

　　電気事業の遂行に必要不可欠なものを除き、原則3年以内で3,301億円相当を売却する。このうち、平成23年度においては3,004億円相当を売却する。

ハ. 事業・関係会社

　　委員会報告において売却と整理された関係会社1,301億円相当については、原則3年以内に売却する。平成23年度には、328億円相当の売却を目指す。また、今回売却するとされていない事業会社についても、原則年内に事業の継続・非継続の方針を決定し、より幅広い範囲を対象とした売却に向けて検討を進める。その上で継続とされた関係会社についても、①外注化していた業務を内製化することによる委託費の削減、②不要不急の投資の抑制、③人件費の削減といったコスト削減を実施するとともに、事業再編を進める。

ニ. 附帯事業

　　ホームネットワーク事業及び給電スタンド事業は非継続とし、早急に処分方針を決定する。不動産賃貸事業、エネルギー設備サービス事業及びコンサルティング事業は、事業規模を縮小することとし、処理方針を早急に決定する。

ホ. その他

　　資産売却の実施に当たっては、資金繰り状況や市場の状況等を踏まえ、資産の売却等の方法や時期、売却金額等が適切なものとなるようとする。加えて、安定供給面や経済合理性を勘案しつつ、電気事業資産（発電設備）の売却等について検討を進める他、権益確保、スマートメーターの展開、省エネサービス、発電事業等、経営資源を有効活用した戦略的ビジネス展開を図るため、外部からも優れた提案を募り、実行する等の具体的な施策について検討を進める。

4. 原子力損害の賠償の履行に充てるための資金を確保するための関係者に対する協力の要請その他の方策

政府は、平成23年6月14日付けの閣議決定において、当社に対し、「全てのステークホルダーに協力を求め、とりわけ、金融機関から得られる協力の状況について政府に報告を行うこと」等を要求した。また、原子力損害賠償支援機構法の附則第3条第2項において、当社が「株主その他の利害関係者に対し、必要な協力を求めなければならない。」とされている。これらを踏まえ、当社は、金融機関及び株主に対し、以下のとおり協力を要請する。

(i) 金融機関に対する協力の要請

原子力損害の賠償の履行に充てるための資金を確保するため、当社のステークホルダーである取引金融機関に対し、借入金について、借換え等による長期に亘る与信の維持及び平成23年3月の借入残高の復元を要請するとともに、当社の資金計画に対する協力としての主要な取引金融機関による追加与信等を要請していくことが、当社の基本的な考え方である。

この考え方の下、全ての金融機関に対し、借入金について、借換え等による平成23年10月の「緊急特別事業計画」認定時の与信の維持を要請するとともに、株式会社日本政策投資銀行に対する賠償金支払い等を資金使途とした3,000億円の短期の融資枠の可及的速やかな設定及び当社の主要な取引金融機関に対する緊急融資にかかる資金使途の追加を要請したところ、現時点において対象となる全ての取引金融機関から協力を得ている。

(ii) 株主に対する協力の要請

今回の事故発生後の厳しい財務状況等に鑑み、当面の間、無配を継続する。

5. 事業の円滑な運営確保の方策

平成23年度冬期は、現時点で5,370万kW（平成24年2月の見通し）の供給力を見込んでおり、平成22年度冬期の最大需要実績5,150万kWに対し、一定の供給予備力を確保している状況である。

今後は、原子力発電所の発電停止に伴う供給力の低下や今冬及び来夏以降の需要増に対応するため、緊急電源の設置や工事中の新設電源の建設を進めることとし、これを含めた平成23年度の電気事業設備投資として7,199億円を計上する。ただし、設備投資の妥当性については引き続き検証し、投資額の抑制に努める。

6. 経営責任の明確化の方策

当社は、平成23年4月、5月及び6月において、役員報酬の減額措置を実施し、現在も継続している。これに加えて、同年6月には、当時の社長及び原子力担当副社長が退任した。一方で、「親身・親切」な賠償を確保し、福島第一・第二原子力発電所の安定状態の維持等を着実に成し遂げ、さらに経営合理化に向けた道筋をつけることが当面の責務であることを踏まえ、役員報酬の減額措置を継続するとともに、「総合特別事業計画」において、役員の退任や退職慰労金の放棄を始めとする、さらなる経営責任の明確化の方策について結論を得る。

(注) 本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は提出日現在において判断したものである。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、11,604百万円である。

また、当第3四半期連結累計期間における当社グループの主要事業である電気事業の技術開発については、福島第一原子力発電所の事故を受けて、「事故の収束に向けた道筋（ロードマップ）に沿って福島第一原子力発電所事故を収束するための技術開発」および「需給両面で安定供給を確保する技術開発」に重点化して取り組んでいる。

(4) 生産及び販売の状況

連結会社においては、電気事業が事業の大半を占めており、また、電気事業以外のセグメントの製品・サービスは多種多様であり、受注生産形態をとらない製品も少なくないため、これらのセグメントについては生産規模等を金額あるいは数量で示すことはしていない。

このため、生産及び販売の状況については、電気事業のみを記載している。

なお、電気事業については、販売電力量を四半期ごとに比較すると、冷暖房需要によって販売電力量が増加する第2四半期・第4四半期と比べて、第1四半期・第3四半期の販売電力量は相対的に低水準となる特徴がある。

① 需給実績

種別		平成23年度第3四半期累計	前年同四半期比 (%)
発受電力量	水力発電電力量 (百万kWh)	9,070	90.7
	火力発電電力量 (百万kWh)	147,755	118.2
	原子力発電電力量 (百万kWh)	24,600	38.6
	新エネルギー等発電電力量 (百万kWh)	17	197.1
	他社受電電力量 (百万kWh)	31,161 △2,322	82.0 161.3
	融通電力量 (百万kWh)	7,743 △6,451	46.9 52.7
	揚水発電所の揚水用電力量 (百万kWh)	△1,109	49.0
	合計 (百万kWh)	210,464	88.7
	総合損失電力量 (百万kWh)	17,470	93.9
販売電力量 (百万kWh)		192,994	88.2
出水率 (%)		104.4	—

- (注) 1. 連結会社の水力発電電力量には、東京発電㈱からの受電電力量746百万kWhが含まれている。
 2. 他社受電電力量及び融通電力量の上段は受電電力量、下段は送電電力量を示す。
 3. 揚水発電所の揚水用電力量とは、貯水池運営のための揚水用に使用する電力である。
 4. 販売電力量の中には、自社事業用電力量（平成23年度第3四半期212百万kWh）を含んでいる。
 5. 平成23年度第3四半期出水率は、昭和55年度第3四半期から平成21年度第3四半期までの第3四半期の30か年平均に対する比である。
 なお、平成22年度第3四半期出水率は、昭和54年度第3四半期から平成20年度第3四半期までの第3四半期の30か年平均に対する比であり、101.6%である。

② 販売実績

a 契約高

種別		平成23年12月31日現在	前年同四半期比 (%)
契約口数	電灯	26,627,284	100.3
	電力	2,117,423	97.9
	計	28,744,707	100.1
契約電力 (千 kW)	電灯	95,756	101.0
	電力	14,468	97.7
	計	110,224	100.6

(注) 電力には、特定規模需要は含まれていない。

b 販売電力量

種別		平成23年度第3四半期累計 (百万kWh)	前年同四半期比 (%)
特定規模需要 以外の需 要	電 灯	定額電灯	163
		従量電灯A・B	45,734
		従量電灯C	9,217
		その他	9,966
	計		65,080
電 力	低圧電力		96.3
			88.4
			84.6
	その他		97.5
電 力 合 計		7,980	89.1
特定規模需要		73,060	89.0
電灯電力・特定規模合計		119,934	87.8
他社販売		192,994	88.2
融通		1,458	118.0
		6,451	52.7

c 料金収入

種別	平成23年度第3四半期累計 (百万円)	前年同四半期比 (%)
電灯	1,444,190	93.4
電力	1,927,453	95.6
電灯電力合計	3,371,643	94.6
他社販売	24,542	165.4
融通	79,049	82.8

(注) 1. 電力には、特定規模需要を含む。

2. 上記料金収入には消費税等は含まれていない。

d 産業別（大口電力）需要実績

種別		平成23年度第3四半期累計	
		販売電力量	
		(百万kWh)	前年同四半期比(%)
鉱工業	鉱業	122	97.0
	食料品	4,257	94.2
	繊維工業	237	87.2
	パルプ・紙・紙加工品	1,809	89.5
	化学工業	6,919	93.7
	石油製品・石炭製品	317	77.5
	ゴム製品	485	88.4
	窯業土石	1,844	96.8
	鉄鋼業	5,859	101.7
	非鉄金属	2,999	92.7
	機械器具	12,399	89.0
	その他	7,300	91.8
	計	44,426	92.7
	計	44,548	92.7
その他	鉄道業	4,174	85.2
	その他	9,248	88.8
	計	13,423	87.6
合計		57,971	91.4

(5) 設備の状況

当第3四半期連結累計期間における重要な設備の完成分は次のとおりである。

(変電設備)

件名	電圧(kV)	出力(千kVA)	着工	運転開始
京浜変電所取替	275	450 △220	平成20年12月	平成23年4月
新古河変電所取替	500	1,500 △2,000	平成22年8月	平成23年6月

(6) 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、わが国の原子力損害賠償制度上、当社は「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号。以下「原賠法」という）の要件を満たす場合、賠償責任を負うこととされている。また、その賠償額は原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という）が定める指針に基づいて算定されるなど、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、前連結会計年度においては計上していない。

その後、平成23年8月5日の審査会で「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）が決定され、同年12月6日には中間指針追補が決定された。さらに当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、中間指針で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、同年12月26日に原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示された。これらにより、避難等対象者の避難費用や精神的損害、自主的避難等に係る損害に加え、客観的な統計データ等により合理的な見積りが可能となった避難指示等による就労不能に伴う損害や営業損害および農林漁業における出荷制限等に伴う損害、農林漁業や観光業における風評被害等の賠償見積額から、「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金の受入額を控除した額について、当第3四半期連結累計期間において原子力損害賠償費を1,644,512百万円計上したが、今後更に見積りが大幅に増加する可能性があり、当社グループの財務体質が大幅に悪化し継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。

当社としては、事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら原賠法に基づく賠償を実施することとしている。それに対して、政府より「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて（平成23年5月13日 原子力発電所事故経済被害対応チーム 関係閣僚会合決定、平成23年6月14日 閣議決定）」が公表され、その後、「原子力損害賠償支援機構法（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）」が成立した。これを受け、当社は、原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という）に対して、機構法第41条第1項第1号の規定に基づく資金援助（以下「資金交付」という）の申請を行うとともに、機構と共同して同第45条第1項の規定に基づき特別事業計画を作成し、平成23年11月4日に主務大臣より同計画の認定を受けるとともに、機構より、要賠償額の見通しから原賠法第7条第1項に規定する賠償措置額を控除した金額の資金交付の決定を受けた。その後、当社は要賠償額の見通しの見直しを行い、機構法第46条第1項の規定に基づき特別事業計画の変更を申請し、平成24年2月13日に同計画の認定を受けている。当社は徹底した経営合理化による費用削減や資金確保に取り組み、この法律に基づく支援を受けて賠償責任を果たしていく予定である。

しかし、同計画は当社及び機構が緊急に取り組むべき当面の課題を「緊急特別事業計画」としてとりまとめたものであり、今後の賠償金支払いと電気事業を的確に遂行するに足りる財務基盤の安定を図りつつ、電気事業制度の改革の動向等も踏まえ、当社の経営のあり方について中長期的視点から抜本的な見直しを行うために、今春を目途に、同計画を改定した「総合特別事業計画」を策定する必要があることを踏まえると、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

第3【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	1,800,000,000
計	1,800,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在 発行数（株） (平成23年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成24年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,607,017,531	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 100株
計	1,607,017,531	同左	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日	—	1,607,017	—	900,975	—	243,555

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,928,700	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 3,955,900		
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,593,149,800	15,931,498	—
単元未満株式	普通株式 6,983,131	—	1単元(100株) 未満の株式
発行済株式総数	1,607,017,531	—	—
総株主の議決権	—	15,931,498	—

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が14,600株含まれている。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数146個が含まれている。
2. 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、直前の基準日(平成23年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしている。

② 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	2,928,700	—	2,928,700	0.18
株式会社関電工	東京都港区芝浦4丁目8番33号	2,369,800	—	2,369,800	0.15
株式会社東京エネシス	東京都港区新橋6丁目9番7号	1,349,500	—	1,349,500	0.08
東光電気株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目7番1号	236,600	—	236,600	0.01
計	—	6,884,600	—	6,884,600	0.43

- (注) 1. 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権の数10個)ある。
なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の普通株式に含まれている。
2. 当第3四半期会計期間末日現在の「自己株式等」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、直前の基準日(平成23年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしている。

2 【役員の状況】

該当事項なし。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に準拠し「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）に準じて作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づき第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
固定資産	11,875,627	12,469,317
電気事業固定資産	7,605,414	7,447,751
水力発電設備	679,850	654,514
汽力発電設備	944,365	872,688
原子力発電設備	734,183	711,394
送電設備	2,092,329	2,028,759
変電設備	828,786	799,241
配電設備	2,153,975	2,126,225
業務設備	152,175	142,439
その他の電気事業固定資産	19,746	112,487
その他の中間期固定資産	519,407	490,297
固定資産仮勘定	749,977	844,399
建設仮勘定及び除却仮勘定	749,977	844,399
核燃料	869,978	854,265
装荷核燃料	133,904	132,914
加工中等核燃料	736,074	721,351
投資その他の資産	2,130,850	2,832,603
長期投資	491,642	177,128
使用済燃料再処理等積立金	982,696	967,436
未収原子力損害賠償支援機構資金交付金	—	1,021,622
その他	657,859	667,172
貸倒引当金（貸方）	△1,347	△755
流動資産	2,914,725	2,842,302
現金及び預金	2,248,290	1,965,699
受取手形及び売掛金	359,820	404,873
たな卸資産	161,253	182,873
その他	148,048	291,808
貸倒引当金（貸方）	△2,688	△2,954
合計	14,790,353	15,311,619

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
負債及び純資産の部		
固定負債		
社債	11,301,709	12,344,719
長期借入金	4,425,580	3,826,876
退職給付引当金	3,423,785	3,412,889
使用済燃料再処理等引当金	432,778	432,181
使用済燃料再処理等準備引当金	1,192,856	1,172,284
災害損失引当金	55,093	56,746
原子力損害賠償引当金	831,773	926,632
資産除去債務	—	1,575,382
その他	791,880	801,913
流動負債		
1年以内に期限到来の固定負債	147,961	1,975,532
短期借入金	774,837	837,382
支払手形及び買掛金	406,232	417,789
未払税金	248,849	293,423
その他	70,201	47,338
特別法上の引当金	374,876	379,599
渴水準備引当金	11,168	12,157
原子力発電工事償却準備引当金	8,884	2,284
負債合計	13,187,875	14,332,409
株主資本		
資本金		
資本剰余金		
利益剰余金		
自己株式	900,975	900,975
その他の包括利益累計額	243,653	243,632
△20,064	494,054	△128,927
△72,193	△8,376	△8,371
△11,127	△66,736	1,674
△3,695	△19,015	△3,174
△37,306	△46,219	—
新株予約権	6	38,636
純資産合計	44,358	979,209
合計	1,602,478	14,790,353
		15,311,619

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (平成22年4月1日から 平成22年12月31日まで)	当第3四半期連結累計期間 (平成23年4月1日から 平成23年12月31日まで)
営業収益	3,959,930	3,800,831
電気事業営業収益	3,748,372	3,548,513
その他事業営業収益	211,558	252,317
営業費用	3,633,021	3,945,208
電気事業営業費用	3,445,692	3,724,577
その他事業営業費用	187,329	220,631
営業利益又は営業損失(△)	326,908	△144,377
営業外収益	65,842	56,320
受取配当金	10,884	9,593
受取利息	13,614	14,188
持分法による投資利益	21,433	13,838
その他	19,910	18,699
営業外費用	114,111	132,471
支払利息	97,301	98,993
その他	16,810	33,477
四半期経常収益合計	4,025,773	3,857,151
四半期経常費用合計	3,747,132	4,077,680
経常利益又は経常損失(△)	278,640	△220,528
渴水準備金引当又は取崩し	3,558	567
渴水準備金引当	3,558	567
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	—	421
原子力発電工事償却準備金引当	—	421
特別利益	—	1,619,838
原子力損害賠償支援機構資金交付金	—	1,580,322
固定資産売却益	—	14,613
有価証券売却益	—	24,903
特別損失	57,189	2,001,653
災害特別損失	—	312,294
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	57,189	—
原子力損害賠償費	—	1,644,512
有価証券売却損	—	40,136
関係会社株式売却損	—	4,709
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	217,892	△603,331
法人税、住民税及び事業税	51,961	15,078
法人税等調整額	24,083	580
法人税等合計	76,045	15,659
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失(△)	141,846	△618,991
少数株主利益	1,950	4,022
四半期純利益又は四半期純損失(△)	139,896	△623,014

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (平成22年4月1日から 平成22年12月31日まで)	当第3四半期連結累計期間 (平成23年4月1日から 平成23年12月31日まで)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失（△）	141,846	△618,991
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△8,374	21,937
繰延ヘッジ損益	△787	△264
為替換算調整勘定	△11,585	△5,398
持分法適用会社に対する持分相当額	△8,545	△12,152
その他の包括利益合計	△29,293	4,121
四半期包括利益	112,553	△614,869
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	113,343	△617,524
少数株主に係る四半期包括利益	△790	2,654

【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期連結累計期間
(平成23年4月1日から
平成23年12月31日まで)

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、わが国の原子力損害賠償制度上、当社は「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号。以下「原賠法」という）の要件を満たす場合、賠償責任を負うこととされている。従って、当社グループの財務体質が大幅に悪化し継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。

当社としては、事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら原賠法に基づく賠償を実施することとしている。

それに対して、政府より「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて（平成23年5月13日 原子力発電所事故経済被害対応チーム 関係閣僚会合決定、平成23年6月14日 閣議決定）」が公表され、その後、「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）が成立した。

これを受け、当社は、原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という）に対して、機構法第41条第1項第1号の規定に基づく資金援助（以下「資金交付」という）の申請を行うとともに、機構と共同して同第45条第1項の規定に基づき特別事業計画を作成し、平成23年11月4日に主務大臣より同計画の認定を受けるとともに、機構より、要賠償額の見通しから原賠法第7条第1項に規定する賠償措置額を控除した金額の資金交付の決定を受けた。その後、当社は要賠償額の見通しの見直しを行い、機構法第46条第1項の規定に基づき特別事業計画の変更を申請し、平成24年2月13日に同計画の認定を受けている。当社は徹底した経営合理化による費用削減や資金確保に取り組み、この法律に基づく支援を受けて賠償責任を果たしていく予定である。

しかし、同計画は当社及び機構が緊急に取り組むべき当面の課題を「緊急特別事業計画」としてとりまとめたものであり、今後の賠償金支払いと電気事業を的確に遂行するに足りる財務基盤の安定を図りつつ、電気事業制度の改革の動向等も踏まえ、当社の経営のあり方について中長期的視点からの抜本的な改革に向けた見直しを行うために、今春を目途に、同計画を改定した「総合特別事業計画」を策定する必要があることを踏まえると、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映していない。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間
(平成23年4月1日から
平成23年12月31日まで)

(1) 連結の範囲の重要な変更

第2四半期連結会計期間より、株式会社テプスターは連結子会社である株式会社テプコーエ（現 東電リース株式会社）に吸収合併され消滅したため、連結の範囲から除外している。

当第3四半期連結会計期間より、東電ピーアール株式会社は清算したため、連結の範囲から除外している。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、テブディア・ジェネレーティング社は株式を取得したことにより、持分法適用の範囲に含めている。

当第3四半期連結会計期間より、関東天然瓦斯開発株式会社は株式を譲渡したため、持分法適用の範囲から除外している。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間
(平成23年4月1日から
平成23年12月31日まで)

(福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害の賠償)

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとしている。その賠償額は原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という）が定める指針に基づいて算定されるなど、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、前連結会計年度においては計上していない。

その後、平成23年8月5日の審査会で「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）が決定され、同年12月6日には中間指針追補が決定された。さらに当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、中間指針で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、同年12月26日に原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方方が示された。これらにより、避難等対象者の避難費用や精神的損害、自主的避難等に係る損害に加え、客観的な統計データ等により合理的な見積りが可能となった避難指示等による就労不能に伴う損害や営業損害および農林漁業における出荷制限等に伴う損害、農林漁業や観光業における風評被害等の賠償見積額1,764,512百万円から、「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額120,000百万円を控除した1,644,512百万円について、当第3四半期連結累計期間において原子力損害賠償費に計上している。これらの賠償額の見積りについては、参考するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により今後変動する可能性があるものの、現時点での合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方で、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）に基づき新設された原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という）が、当社に対し必要な資金の援助を行うこととされている。当社は同年12月27日に機構に対して、機構法第41条第1項第1号に規定する同日時点での要賠償額の見通し額1,700,322百万円の資金援助（以下「資金交付」という）について申請し、当第3四半期連結累計期間において、同額から補償金の受入額120,000百万円を控除した、1,580,322百万円を原子力損害賠償支援機構資金交付金に計上している。

なお、当社が資金交付を受ける場合、機構法第52条第1項の規定に基づき、機構に対し当社収支の状況に照らし、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保に支障を生じない限度において機構が定める特別な負担金を支払うこととされている。当社は徹底した経営合理化による費用削減や資金確保に取り組み、この法律に基づく支援を受けて賠償責任を果たしていく予定である。

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用している。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

項目	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
偶発債務		(百万円)
(1) 保証債務		
イ 関連会社等の金融機関からの借入金に対する保証債務	280,144	254,851
ロ 関連会社が発行している社債に対する保証債務	9,597	9,597
ハ 関連会社等が締結した契約の履行に対する保証債務	38,320	20,352
ニ 従業員の持ち家財形融資等による金融機関からの借入金に対する保証債務	246,858	238,493
計	574,921	523,294
(2) 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務	70,000	70,000
(3) 原子力損害の賠償に係る偶発債務		
	東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、わが国の原子力損害賠償制度上、当社は原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年6月17日 法律第147号）の要件を満たす場合、賠償責任を負うこととされている。また、その賠償額は原子力損害賠償紛争審査会が今後定める指針に基づいて算定されるなど、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。	東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとしている。その中で、原子力損害賠償紛争審査会は、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）を決定し、同年12月6日には中間指針追補を決定した。また、当社は、迅速かつ適切な賠償を行う観点から、中間指針で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。これらにより、具体的算定方法及び客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当第3四半期連結累計期間において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない農林漁業や観光業以外の風評被害や、間接被害及び財物価値の喪失や減少等については計上していない。なお、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として当社に請求又は求償される額については、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、合理的に見積ることができないことから計上していない。

(四半期連結損益計算書関係)

項目	前第3四半期連結累計期間 (平成22年4月1日から 平成22年12月31日まで)	当第3四半期連結累計期間 (平成23年4月1日から 平成23年12月31日まで)
季節的変動	電気事業については、売上高において販売電力量を四半期ごとに比較すると、冷暖房需要によって販売電力量が増加する第2四半期・第4四半期と比べて、第1四半期・第3四半期の販売電力量は相対的に低水準となる特徴がある。	電気事業については、売上高において販売電力量を四半期ごとに比較すると、冷暖房需要によって販売電力量が増加する第2四半期・第4四半期と比べて、第1四半期・第3四半期の販売電力量は相対的に低水準となる特徴がある。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりである。

項目	前第3四半期連結累計期間 (平成22年4月1日から 平成22年12月31日まで)	当第3四半期連結累計期間 (平成23年4月1日から 平成23年12月31日まで)
減価償却費	533,051百万円	505,676百万円

(株主資本等関係)

I 前第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	40,501	30	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金
平成22年10月29日 取締役会	普通株式	40,500	30	平成22年9月30日	平成22年11月30日	利益剰余金

II 当第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）

配当金支払額

該当事項なし。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	電気事業				
売上高					
外部顧客への売上高	3,748,372	211,558	3,959,930	—	3,959,930
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	230,606	230,606	△230,606	—
計	3,748,372	442,164	4,190,536	△230,606	3,959,930
セグメント利益	293,102	32,444	325,547	1,361	326,908

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報通信事業、エネルギー・環境事業、住環境・生活関連事業、海外事業である。

2. セグメント利益の調整額1,361百万円には、セグメント間取引消去1,305百万円等が含まれている。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

前第3四半期連結累計期間のセグメント情報は、当第3四半期連結累計期間の報告セグメントの区分により作り直している。

II 当第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	電気事業				
売上高					
外部顧客への売上高	3,548,513	252,317	3,800,831	—	3,800,831
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	204,666	204,666	△204,666	—
計	3,548,513	456,983	4,005,497	△204,666	3,800,831
セグメント利益又は損失(△)	△183,178	37,824	△145,353	976	△144,377

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報通信事業、エネルギー・環境事業、住環境・生活関連事業、海外事業である。

2. セグメント利益又は損失(△)の調整額976百万円には、セグメント間取引消去946百万円等が含まれている。

3. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っている。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社はこれまで、「情報通信事業」、「エネルギー・環境事業」、「住環境・生活関連事業」及び「海外事業」の4つの事業セグメントを戦略事業と位置づけ、「電気事業」とあわせて5つの事業を報告セグメントとしてきた。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響を踏まえて平成23年5月20日に公表した「当面の事業運営・合理化方針」において、グループ体制についても見直しを行い、電気の安定供給に必要不可欠なもの以外の事業について、大幅に縮小・再編することになった。

これに伴い、第1四半期連結会計期間より、電気の安定供給に必要不可欠なもの以外の事業のセグメント情報については、継続して報告すべき重要性が乏しくなったため、「電気事業」のみを報告セグメントとして、「情報通信事業」、「エネルギー・環境事業」、「住環境・生活関連事業」及び「海外事業」を「その他」に一括して記載することに変更したものである。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第3四半期連結累計期間 (平成22年4月1日から 平成22年12月31日まで)	当第3四半期連結累計期間 (平成23年4月1日から 平成23年12月31日まで)
(1) 1 株当たり四半期純利益又は四半期純損失 (△)	97円82銭	△388円77銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失 (△) (百万円)	139,896	△623,014
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 (△) (百万円)	139,896	△623,014
普通株式の期中平均株式数 (千株)	1,430,214	1,602,508
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益	97円81銭	—
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額 (百万円)	△0	—
(うち持分法適用関連会社の潜在株式による影響額) (百万円)	(△0)	—
普通株式増加数 (千株)	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在せず、また、1 株当たり四半期純損失であるため記載していない。

2 【その他】

該当事項なし。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月14日

東京電力株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 秀法 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡村 俊克 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 春日 淳志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東京電力株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東京電力株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

- 「継続企業の前提に関する事項」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、わが国の原子力損害賠償制度上、会社は「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号。以下「原賠法」という）の要件を満たす場合、賠償責任を負うこととされている。従って、会社グループの財務体質が大幅に悪化し継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。

それに対して、政府より「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて（平成23年5月13日 原子力発電所事故経済被害対応チーム 関係閣僚会合決定、平成23年6月14日閣議決定）」が公表され、その後、「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）が成立した。

これを受け、会社は、原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という）に対して、機構法第41条第1項第1号の規定に基づく資金援助（以下「資金交付」という）の申請を行うとともに、機構と共同して同第45条第1項の規定に基づき特別事業計画を作成し、平成23年11月4日に主務大臣より同計画の認定を受けるとともに、機構より、要賠償額の見通しから原賠法第7条第1項に規定する賠償措置額を控除した金額の資金交付の決定を受けた。その後、会社は要賠償額の見通しの見直しを行い、機構法第46条第1項の規定に基づき特別事業計画の変更を申請し、平成24年2月13日に同計画の認定を受けている。会社は徹底した経営合理化による費用削減や資金確保に取り組み、この法律に基づく支援を受けて賠償責任を果たしていく予定である。

しかし、同計画は会社及び機構が緊急に取り組むべき当面の課題を「緊急特別事業計画」としてとりまとめたものであり、今後の賠償金支払いと電気事業を的確に遂行するに足りる財務基盤の安定を図りつつ、電気事業制度の改革の動向等も踏まえ、会社の経営のあり方について中長期的視点からの抜本的な改革に向けた見直しを行うために、今春を目途に、同計画を改定した「総合特別事業計画」を策定する必要があることを踏まえると、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

2. 「追加情報 福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害の賠償」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとしている。その賠償額は原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という）が定める指針に基づいて算定されるなど、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、前連結会計年度においては計上していない。

その後、平成23年8月5日の審査会で「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）が決定され、同年12月6日には中間指針追補が決定された。さらに会社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、中間指針で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、同年12月26日に原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方方が示された。これらにより、避難等対象者の避難費用や精神的損害、自主的避難等に係る損害に加え、客観的な統計データ等により合理的な見積りが可能となった避難指示等による就労不能に伴う損害や営業損害および農林漁業における出荷制限等に伴う損害、農林漁業や観光業における風評被害等の賠償見積額1,764,512百万円から、「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額120,000百万円を控除した1,644,512百万円について、当第3四半期連結累計期間において原子力損害賠償費に計上している。これらの賠償額の見積りについては、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により今後変動する可能性があるものの、現時点での合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方で、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）に基づき新設された原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という）が、会社に対し必要な資金の援助を行うこととされている。会社は同年12月27日に機構に対して、機構法第41条第1項第1号に規定する同日時点での要賠償額の見通し額1,700,322百万円の資金援助（以下「資金交付」という）について申請し、当第3四半期連結累計期間において、同額から補償金の受入額120,000百万円を控除した、1,580,322百万円を原子力損害賠償支援機構資金交付金に計上している。

なお、会社が資金交付を受ける場合、機構法第52条第1項の規定に基づき、機構に対し会社収支の状況に照らし、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保に支障を生じない限度において機構が定める特別な負担金を支払うこととされている。会社は徹底した経営合理化による費用削減や資金確保に取り組み、この法律に基づく支援を受けて賠償責任を果たしていく予定である。

3. 「注記事項 四半期連結貸借対照表関係 偶発債務 (3) 原子力損害の賠償に係る偶発債務」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとしている。その中で、原子力損害賠償紛争審査会は、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）を決定し、同年12月6日には中間指針追補を決定した。また、会社は、迅速かつ適切な賠償を行う観点から、中間指針で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。これらにより、具体的算定方法及び客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当第3四半期連結累計期間において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない農林漁業や観光業以外の風評被害や、間接被害及び財物価値の喪失や減少等については計上していない。なお、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として会社に請求又は求償される額については、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、合理的に見積ることができないことから計上していない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管している。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていない。